



鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信 第14号

「年次有給休暇管理簿」を作成していますか？

今年の4月からの労働基準法の改正で、いわゆる年次有給休暇の5日義務化が始まりました。それと同時に「年次有給休暇管理簿」の作成が以下のとおり義務付けられました。

労働基準法施行規則第24条の7

使用者は、労働基準法第39条第5項から第7項までの規定により有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日（第一基準日及び第二基準日を含む）を労働者ごとに明らかにした書類（第55条の2において「年次有給休暇管理簿」という）を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければならない。

労働基準法施行規則第55条の2

使用者は、年次有給休暇管理簿、第53条による労働者名簿又は第55条による賃金台帳をあわせて調製することができる。

| | |
|-----|---|
| 時季 | 労働者が年次有給休暇を取得した具体的な日付 |
| 日数 | 基準日から1年間に労働者が年次有給休暇を取得した日数（半日単位で取得した回数や、時間単位で取得した回数や時間数も管理すべき日数に含まれる） |
| 基準日 | 労働者が年次有給休暇を取得する権利が与えられた日 |

○労働者名簿や賃金台帳にあわせて記載すること
も認められています。

○年次有給休暇を与えた期間（基準日から1年間）とその後3年間の保存が義務付けられています。

○年次有給休暇管理簿の未作成は、労働基準監督署の是正勧告の対象になりますので注意してください。

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 福竹智彦 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、支援センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください!!

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内）TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール : kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP : <http://www.tottori-med.or.jp/kinmu/kaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善 検索